

平成27年度第2回弘前市たばこの健康被害防止対策協議会会議録（要旨）	
日 時	平成28年1月28日（木）午前10時～午前11時40分
開 催 場 所	弘前市役所本館2階 特別会議室
出 席 委 員	中路重之委員（会長）、中畑範彦委員、鳴海晃委員、前田淳彦委員、上谷眞一委員、木村清榮委員、今与視博委員、福士圭介委員、佐藤修一委員、對馬由美子委員〔10名〕
欠 席 委 員	工藤武重委員（会長職務代理者）、山中朋子委員〔2名〕
市側出席者	葛西市長、福田健康福祉部長、藤田健康づくり推進課長、工藤参事、今課長補佐、一戸課長補佐、山内主幹、三浦係長、鳴海主査、佐々木主査、阿部保健師〔11名〕
関 係 機 関 出 席 者	弘前商工会議所 橋本公平事務局長、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室健康増進課 工藤弥生主幹〔2名〕
開 催 形 態	公開（傍聴者4名）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長挨拶 3 議題 <ul style="list-style-type: none"> （1）弘前市たばこの健康被害防止対策の指針（草案）について （2）その他 4 その他 5 閉会
主 な 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長挨拶 3 中路会長挨拶 4 議題 <ul style="list-style-type: none"> （1）弘前市たばこの健康被害防止対策指針（草案）について <ul style="list-style-type: none"> ■第1章・第2章：事務局説明 （鳴海委員） <ul style="list-style-type: none"> ・草案中に記載の（家族の喫煙状況に関する）市民アンケートで、約35～52%が家庭で受動喫煙を受けることが懸念されるというデータは、まさにその通りだと思う。各小学校で行っている喫煙予防教室でのアンケートでも約4割の家庭で受動喫煙を受けている現状があり、この（アンケートの）数値は妥当と考える。そこがかなり問題。 （中路議長） <ul style="list-style-type: none"> ・青森県に対する視点が不足している印象。（青森県は）死亡率が高いこと、喫煙率も全国でワーストであるという点から「なぜ青森で喫煙対策をやらねばならないのか」という必然性が発生すると思う。また、弘前市のデータが、県や全国と比較してどうなのかという視点が必要。青森県が短命な理由は色々あるにしても、喫煙が大きく影響しているということが考えられる。そして、喫煙率の順位は平均寿命の順位と近似している。これは、たばこの害の他に、「たばこ

を吸うような健康意識の低さ」という問題もある。親が喫煙者だと子どもも吸う事が多い。しかも母親が喫煙者の場合は、父親がそうである場合に比べ、子どもへの影響が大きく、特に女の子どもに影響が大きかった。そういった点なども補い「たばこの有害性」をより目に見える形にした方がいいのではないかと感じている。「なぜ弘前でやるのか」というストーリーを見えるようにしていきたい。

(今委員)

- ・(市民アンケートで) 受動喫煙にあった場所は飲食店が一番多いという部分について、飲食店にもフランチャイズ店やスナック、居酒屋など、多様な種類がある中で、どういった飲食店で受動喫煙が多いのかというデータも必要だと思う。単に「飲食店」と一括りにされると、我々としては非常に厳しい。

(中路議長)

- ・(飲食店の種類を) 分けて調査するのはなかなか難しい。

(今委員)

- ・フランチャイズ店は分煙にしているところも多いが、全面禁煙となれば、我々の商売はかなり厳しくなる。そういった点も少し考慮してほしい。

(福士委員)

- ・(事業所アンケートによる) 事業所の受動喫煙防止対策の取り組みについて、全国ではどのような状況になっているのか。

(中路議長)

- ・どうしても、全国等の比較対象がないと数字だけでは解釈が難しい。

(福士委員)

- ・現在の弘前市にある事業所が、どの程度努力している段階なのかを把握してから対策を決めていくべきだと思う。

(事務局)

- 全国的なデータ等は現時点では持っていないため、先程の喫煙率も含め、追って確認する。

(中路議長)

- ・今委員から意見のあった、飲食店の種類別の状況はわかるのか。

(事務局)

- 本アンケートでは飲食店の種類別のデータを出すことは困難。

(前田委員)

- ・アンケートデータを見ると、百分率(%)のものと実数(人)のものが混在していてわかりにくい。調査方法(人数等含む)や集計方法も記載してほしい。

(事務局)

- 複数回答のものは延べ件数(人)で表記し、択一式のものは百分率(%)で表記している。調査方法等の概要については追加記載する。

(中路議長)

- ・対象人数等の数字は非常に大事。特に喫煙率はインパクトが大きく、どういう人に調査したのか、調査数はどうなのかは非常に重要になる。調査結果では、

喫煙率が意外と少ない印象だが、どのようにして調査したのか。

(事務局)

- ▶ 本アンケートは、市民アンケートと事業所アンケートの2種類で実施。市民アンケートでは、20歳以上の市民2,500名を住民基本台帳から無作為抽出し、調査票は郵送し、回答数は978件、回収率は約39%。一方、事業所アンケートでは、法人課税台帳から市内の事業所500件を無作為抽出後、郵送し、回答数は269件、回収率は約54%。

(中路議長)

- ・今の説明によると、市民アンケートは4割弱の回収率のため、喫煙者が回答していないというバイアスがかかっている(偏りがある)可能性も考えられる。喫煙者は、こういったアンケートを提出したとしない。どうしても喫煙率は低く出てしまう。その点を注意して見ていかなければいけない。

(木村委員)

- ・中路議長と同様、喫煙率の出し方に疑問を持っている。喫煙する本数などは考慮しているのか、どのように調査したのか知りたい。

(事務局)

- ▶ 本アンケートでは、「毎日吸う」「時々吸う」「一カ月以上吸っていない」「全く吸わない」という4つの選択肢を設け、そのうち、「毎日吸う」と「時々吸う」を合算して喫煙率を算出。本数については調査していない。

(佐藤委員)

- ・比較するものがないのでわかりにくい。他県や弘前と類似している市など、できれば、比較できるものがあればいい。

(対馬委員)

- ・(アンケートでは)受動喫煙にあった場所で最も多い飲食店について、子供が入りやすい飲食店、例えばファミリーレストランは禁煙席・喫煙席と分かれていることが多いが、親が喫煙者だとどうしても喫煙席を選んでしまう。親の判断で子どもの受動喫煙の暴露に格差が大きく出てしまう。親の認識をもっと高める必要がある。たばこについての情報を周知し、子どもを受動喫煙の暴露から守る必要がある。

(中路議長)

- ・根幹には、市民一人ひとりの知識や意識を高めることが必要。親と子の関連があることは明確なので、考慮していきたい。

■第3章：事務局説明

(上谷委員)

- ・昨年のさくらまつりで市と飲食店などが協力して禁煙、分煙等のポスターを貼付した。この指針の定義から考えると、時間禁煙、分煙などの店頭表示だけでは、分煙したことにならないのか。

(事務局)

- ▶ まつり期間に実施したポスター掲示については「禁煙」「時間禁煙」「分煙」

「喫煙」という4つの種類があり、その中の「分煙」については、店内の構造的な条件までは定義していない。「喫煙席と禁煙席を離す」「喫煙所を設ける」など、閉鎖型、開放型のいずれの対策であれ、店側の自主的判断に委ね、「分煙」と表示されたものと認識している。

(福士委員)

- ・まずは分煙をはさんで、段階的に禁煙できる施設は禁煙へ移行していくという考え方で良いのか。

(今委員)

- ・「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望ましい」と数か所に記載があるが、この表記だと「速やかに禁煙にしてください」と受け取ってしまう。飲食業界では現実的には厳しい。

(中路議長)

- ・「姿勢」を見せる事が重要。文章の捉え方によって変わる部分だとも思うが、昭和40年代には80%以上の喫煙率であったのに対し、現在は約30%まで減少している。このことから、弘前市として禁煙に向けて行動していくという意思表示をする必要がある時代と考える。今後さらに喫煙率が低下していくことが考えられる中、先のことまでを視野に入れて(指針を)策定する必要がある。

(上谷委員)

- ・施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿で、公共施設と民間の遊技場や宿泊施設を一括りにしてしまうのは無理があり、厳しいのではないか。

(鳴海委員)

- ・私から見ると、この指針は少し優しすぎる。外国では、罰則のある国も多数存在。ただし、外国の例を弘前市で急に実現するのは困難なので、段階的に進めていくのは仕方がない。この指針は、罰則規定がない点で緩和されていると思っている。10年後の話があったが、逆に10年後にこの指針を改訂していく予定が現時点ではないことが、少し不足していると思われる。世界標準では罰則があり、日本政府が批准したFCTC(タバコ規制枠組条約)でも罰則規定はある。

(中路議長)

- ・まずは何よりたばこの健康被害防止に向けて進んで行くという意思表示が必要だと思う。

(福士委員)

- ・各業界の事情はあるが、飲食店であれば喫煙可能の有無を店頭表示するなど、方針をしっかりと決めて足並みを揃えてやっていく必要があると思う。

(中路議長)

- ・条例がある神奈川県条例では、どのような内容になっているか。

(事務局)

- 神奈川県では、施設を「第一種」と「第二種」に区分し、禁煙または分煙が義務付けられている。エリアを指定した禁煙エリアも設けている。これらに違反した場合、罰則として罰金が課せられる。但し、小規模飲食店については努力義務となっており、罰則は課せられないしくみになっている。「第一種」の施

設は、学校、医療機関、公共施設など。「第二種」の施設は、大規模飲食店、宿泊施設、娯楽施設など。

(中路議長)

- ・客観的に見ていくためにも、そういった他の都市の例をまとめて見せてほしい。

(佐藤委員)

- ・「速やかに」という表記が多数あるが、「速やか」の具体的な期間が不明瞭。(施設によっては) 予算がなくて取り組みができないなど、少なからず痛みはあると思う。「速やか」の具体的な期間があればよい。それと、「市が設置する施設では先導的に施設内禁煙・分煙を目指します」とあるが、いつまでにこれを完了する予定なのか。「速やかに」という文言は、市民が見た時に人によっては誤解を与えかねない。「目指します」という文言も同様。例えば、市の施設は「目指します」ではなく「実施します」と明言してはどうか。まずは、市の施設を実施してそれに続く形で職場や飲食店等へ広がっていくようにした方が市民の理解が得られるのでは。

(木村委員)

- ・各業界に諸事情はあると思うが、指針の目指す姿は大切なことだし、良いこと。もうひとつは、非喫煙者の権利や立場を喫煙者が理解する努力についての文言等を入れるべき。そうすることにより、受動喫煙防止や喫煙率の減少等につながってくると思う。(市民アンケートで) 受動喫煙に遭った時に 80%の人が不快に感じているというデータがあり、喫煙者には非喫煙者に不快を与えていることを理解してほしい。非喫煙者の理解につながる文言を入れてほしい。

(中路議長)

- ・良い意見。その内容は是非入れていきたい。

(鳴海委員)

- ・屋外の記載については、「公園」「通学路」等とあるが、範囲が不明瞭。公園と言っても、大きさや場所など多様で、通学路も極端に言ってしまうと全ての市内の道路が含まれることになり得る。

(佐藤委員)

- ・PM2.5に関する記述の出典元に「日本禁煙学会」とあるが、どの程度の信頼性があるものか。たばこによる影響(たばこの煙がPM2.5)等が過度に表現されている印象があるが、信用していいのか。

(鳴海委員)

- ・これらの情報は世界的にも知られ、各学会にも報告されているデータであり、信用して問題ない。

(中畑委員)

- ・たばこ問題懇談会という団体でいくつかの喫煙可能な場所でPM2.5を測定したところ、やはり「北京と同等」の結果であった。また、小規模のスナックで測定したところ「北京以上」であった。実は自分達もスナックなどでそういう空気を吸っているという事実は周知されていない。

(中路議長)

- ・先程の歩きたばこの話に戻りますが、鳴海委員の意見どおり「公園」「通学路」については曖昧。最低限、弘前公園のような弘前のシンボルとなる場所については明記してもいいのではないかと。そこは事務局で検討してほしい。

(対馬委員)

- ・次世代の健康の確保という点について、若い女性の喫煙率がとても高いことを身近で感じていて気になっている。平成28年1月20日の東奥日報で「スモーカーズフェイス」というたばこを吸う事による老け顔のことを初めて知った。このような情報は知られていないと思うので、より周知していくことにより、妊産婦や若い女性の禁煙、喫煙防止につながっていくと思う。

(中路議長)

- ・市民に対して健康啓発に繋がる事実をもっと記載していくことがこの指針にあってもいいのかもしれない。

(中畑委員)

- ・40～50代になると歯周病が出てくるが、喫煙者で歯周病がある人は、口臭が酷いように思う。自分の健康のためにも、たばこによる害を知ってほしい。

(中路議長)

- ・今までのところで、市長にご意見があれば伺いたい。

(葛西市長)

- ・私は議論をリードする立場ではないが、全面禁煙に最終的には向かっていくという精神論は、指針の中に明記する必要があると考える。そうしなければ、指針として成り立たない恐れがある。また、そういった決意を示すため、市が保有する施設については、特に本庁舎については「建物内禁煙にする」と書くことはできる。それくらいの覚悟でやっている。ただし、公民館など、市が保有する施設も様々であり、それらについては一定の周知期間も必要なため、それぞれの状況に合わせた対応が必要。もうひとつ、飲食店については様々な議論があるが、私の印象としては「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれる」という文言は、意外と弱い表現だと感じている。禁煙に移行するまでの間に、例えば「行動計画」の中に分煙等の表示や場所の確保等の運用を入れ込み、一定期間実施して課題を抽出し、次のステップに進むというようなことであれば、禁煙に進んでいくことについては私は理解が得られると考えている。

(中路議長)

- ・市長の強い決意があるからこそ、この会は始まっている。そのことは、非常に高く評価できること。弘前市全体の方向性がこれから見えてくるのではないかと。そのためには、自分のところ（市の所有する施設）からまずは始めようということの話があった。また、指針の書き方については、「速やかに」と「望まれます」の2つの表現が入っていることは、私も弱い表現ではないかと思う。もうひとつは、ステッカーで表示する取り組みは、効果があることもわかったため、継続することで今後も禁煙店の数を増やしていくことにつながっていくと思う。この協議会では、全関係者がたばこによる健康被害を減少させるため

に前向きに同じ方向を向いていることを示さなければいけない。

(前田委員)

- ・この取り組みは、まず「健康」が目的だと思う。また弘前市にとっては、「観光」という目的もあると思う。市民一人ひとりがその目的を理解して取り組めば、飲食店も苦勞することはない。客に（店内では）吸わないという意識が高まれば、苦勞はしないと思う。吸わない人は、食事の時に煙を吸わされて不快な思いをするが、喫煙者は、自分が食べている時は吸わないので不快な思いはしない。そういう意味では、吸わない人の方が弱い立場である。先程の吸わない人の立場を（理解する旨を指針に）入れてほしいという意見はすごくわかる。指針を作るにあたって、市民一人ひとりに健康への影響等が理解してもらえるような指針にすれば、各業界も取り組みに苦勞はしないと思う。

(今委員)

- ・ステッカーで喫煙の可否を表示すると、利用客は店を選ぶことができるが、逆に店側が利用客を選ぶことはできない。そういう意味では、ステッカーでの表示には効果があったと思う。

■第4章：事務局説明

(中路議長)

- ・市の考えとしては、平成28年4月から実施していきたいのか。

(事務局)

- 指針については、できれば本年度中に策定し、平成28年度には具体的に何を実施するかについて関係団体等からご意見を伺い、行動計画のようなものを作成し、それに沿って進めていきたいと考えている。

(中路議長)

- ・指針のパブリックコメントの予定は？

(事務局)

- パブリックコメントは、2月15日から2月29日までの期間で行い、その後、頂いた意見を本協議会で協議し、最終的には市で本年度中の決定・公表を目指している。

(中路議長)

- ・全体の意見を皆さんに伺う。市の関係する施設は、全面禁煙（敷地内禁煙または建物内禁煙。以下同じ。）としたいということ、その他については全面禁煙を目指すということで指針に示したいということ、屋外は遊園地とか通学路については検討したいということ。あと、敷地内禁煙の表現は強いのではという意見についてはいかがか。

(今委員)

- ・「敷地内禁煙又は建物内禁煙に移行することが望まれる」と書いてあるが、この指針が決まった時に、例えばあそこの店は禁煙になるな、と市民に誤解されないか。

(中路議長)

・その表記を取ってしまったら、何も書かないのと一緒になってしまう。

(今委員)

・我々のような特殊な商売には厳しい。

(中路議長)

・市民の健康と幸せのために、特に子どもに対する影響のために、市が取り組んでいるという姿を見せていく。今現在、喫煙者が多いという現実があり、そのために市が覚悟をもって取り組んでいくと市長は言っている。(指針の作成は)それに対して我々もできるだけ協力をしていこうということの表れだと思う。指針の書き方の工夫やステッカー表示の継続で禁煙店が増えるようにすること等をみんなでやっていこうという意識を持つようにしていくことは、決して悪いことではないと思う。次回の協議会に向け、今日の事は持ち帰って周りの方の意見も聞いていただき、引き続き協議をしていきたい。

(葛西市長)

・段階的な措置を踏まえて将来的にそうなるということに踏み込めるような書き方にしないと、この指針は「魂」が抜けてしまう。その点をご理解願いたい。そのためにどのような経過措置が必要か、お互いにコミュニケーションをとりながら、その具体的なやり方を一緒に考えていきたいので、是非検討してほしい。

(中路議長)

・市長は強い気持ちで考えている。お互いの分野だけではなく全体で盛り上げていきたい。

(上谷委員)

・指針が出来た後は、条例化を考えているのか。我々商売をやっている者は売上が下がると死活問題で、賛成できかねないところもある。政府で法制化する動きがあるようなので、その動きを見てからでもいいのでは。

(中路議長)

・条例化については、今すぐに決めるわけではない。

(上谷委員)

・弘前だけ厳しいものを作ってしまうと、他の市町村に客が流れてしまう。

(葛西市長)

・2020年の東京オリンピックに向けて、国は受動喫煙の法制化を検討している。そのような動きに、市も一緒に連動していかなければいけない、そこは絶対に必要どころだと私は思っている。条例化ありきではなく、まずは指針を策定し、それに向けた具体的な行動計画を作って取り組んでみる。その中で最終的に条例化に向かっていくのかどうかについても議論していかなければいけない。

(中路議長)

・国の動きも見ながら、条例を制定した自治体の(飲食店等の)売上データ等も見、そこは慎重にやらなくてはならない。(指針作成は)今年度いっぱいを目指しているが、あと2回位は集まることができると思うので、できるだけ議論

していきたい。

(葛西市長)

- ・何もかにも拙速に年度内に策定すればよいということではないので、この議論の行方によって慎重に検討していただきたい。

(中路議長)

- ・そう言っていただけるとありがたい。立場の違う人が集まって話し合う場が今までなかったので、このような協議をすることには意義がある。宜しく願いしたい。

※市長退席

■欠席委員（山中委員）意見紹介：事務局説明

意見1：第2章「弘前市の現状」を第1章に組み入れてはどうか。

意見2：第1章の3「指針の基本的な考え方」で、3つの柱が唐突なので、その前に理由を記載するべき。

意見3：第1章の3「指針の基本的な考え方」の3つの柱の順番を「次世代の健康の確保」「成人の喫煙率の減少」「受動喫煙防止の環境づくり」としてはどうか。

意見4：第3章と第4章を統合することにより、各主体の役割がより明確になるのでは。

意見5：取り組みの評価を行うのであれば、それに関する記述を盛り込むべき。

- 事務局としては、意見1～4については構成に関する内容であり、意見に基づいた修正を検討したい。意見5の評価については、たばこ対策が、市が定める「経営計画」や「健康ひろさき21（第2次）」に基づいた取り組みであることから、これらの計画における評価指標を用いるなど、指針に基づく取り組みについて評価を行うこととし、第4章に評価の実施について記載したいと考えている。それについても意見があればお願いしたい。

(2) その他：事務局説明

※指針策定に向けた今後の予定について

5 閉会